

新たな産後支援やその背景に関する整理

各産後支援の種類と定義

訪問型支援

母親が育児に対する不安や負担感を感じるなど、困難を抱えたときに、専門家が母親の自宅を訪問し、必要な育児支援、相談を行うもの

宿泊型支援

産んだ子との宿泊をとおして母親が出産や育児の疲れを癒すとともに、1日の生活サイクルを体験する中でそれぞれの母子の心身、生活スタイルに合った育児指導、相談支援を行うもの

日帰り型支援

母子が施設を訪問し、短時間子どもを預けることで母親の心身の疲れを癒すとともに、産後間もない子との接し方の指導などの育児支援を行うもの

母子保健法にみる県の位置づけ

母子保健法 とは

- ・母親と幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、それによって国民保健の向上に寄与することを目的とした法律

国の役割

- ・母親と乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努める
- ・研究の推進、必要な施設の整備

市長会からの
平成26年度予算化要望
「産前・産後の支援を行う産後
ケア施設を整備すること」
(平成25年10月25日付け)

県の役割

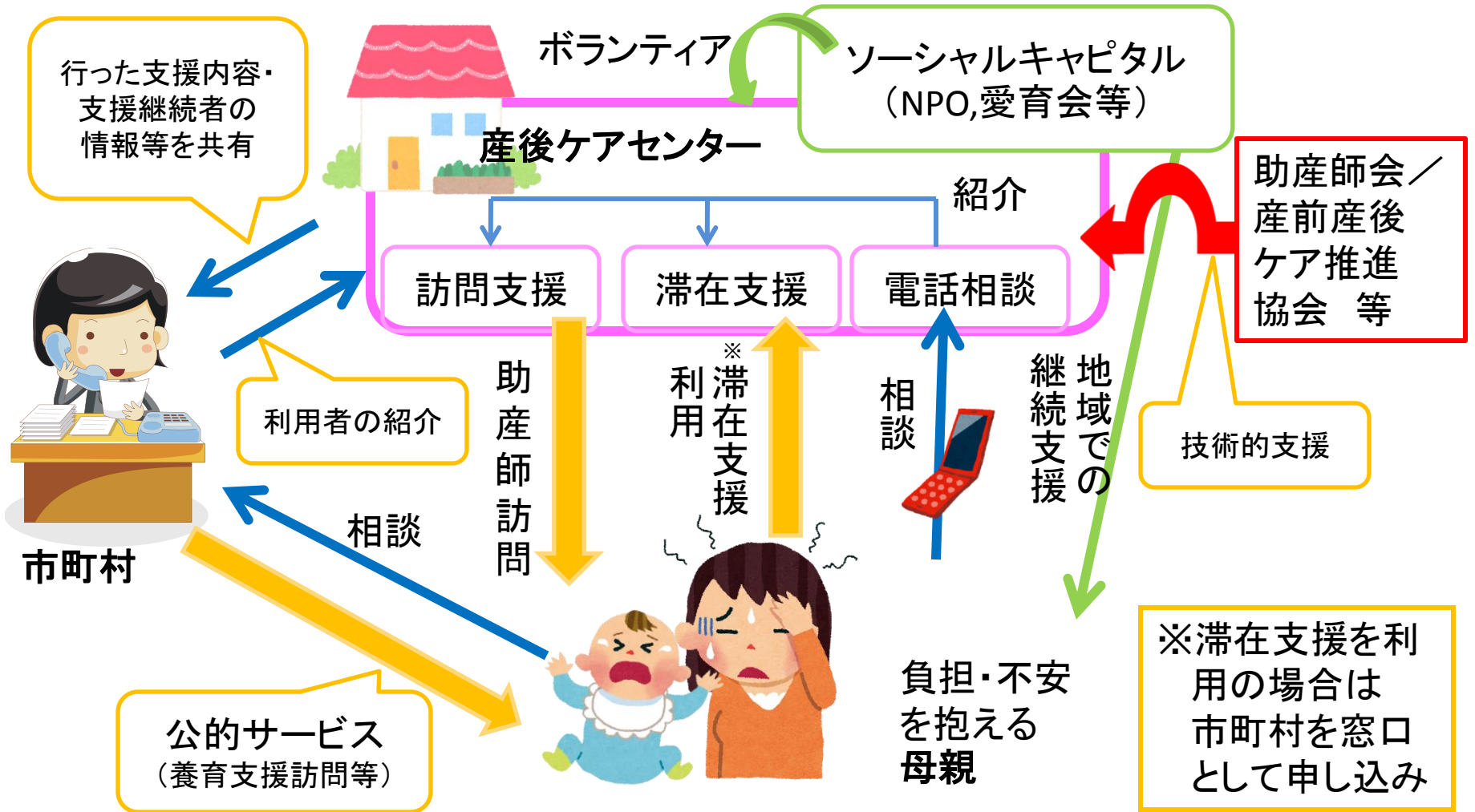
- ・母親と乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努める
- ・市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関して、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による指導、助言や技術的支援の実施
- ・妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援

市町村の役割

- ・妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援
- ・母親に必要な保健指導や専門家の指導を受けることを勧める
- ・支援が必要な家庭への訪問指導
- ・妊産婦や乳幼児への健康検診、栄養指導、母子手帳の交付

山梨型産後育児支援事業と市町村の連携イメージ

・産後ケアセンターを拠点として、電話相談・滞在型支援・訪問型支援の各種サービスを展開。市町村とセンターは、利用者の紹介や継続して支援が必要な母親の情報等を共有する。

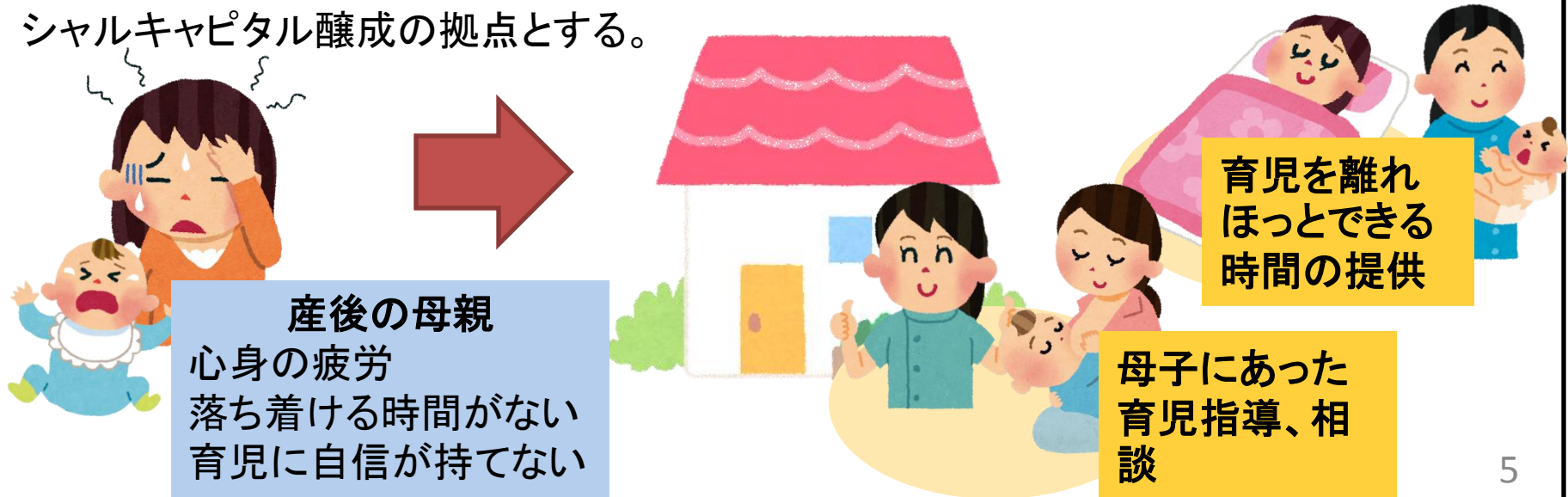


山梨型産後育児支援事業の対象

- ・医療的処置が必要なく、育児への不慣れにより育児不安・負担感が大きい、出産後4カ月までの母親及び特段の事情がある母親

事業の内容

- ・妊婦および出産後の母親から育児不安や育児技術についての電話相談を受け、必要に応じて宿泊型・訪問型産後支援へつなげることによって母親の休養を図る。
- ・継続した支援が必要な者については市町村と情報を共有し、その後の市町村サービスへつなげていく。
- ・母親が家に帰った後も、地域とのつながりができるよう愛育会やNPO、食生活改善員会等山梨で活動が盛んな様々な団体が、特色のある活動を行い、産後ケアセンターをソーシャルキャピタル醸成の拠点とする。



地域のソーシャルキャピタル醸成拠点としての 産後ケアセンター

地域住民やNPO・ボランティア等が、産後ケアセンターを拠点として母親や子どものための活動を実施。



切れ目のない母子支援システムの構築

○県内母子支援力の均等化により、漏れのない支援の強化

・市町村母子管理カードの統一

・県内市町村乳幼児健診の資質向上(判断指標の標準化、支援技術力の向上)



【新施策】市町村間の質の差を解消する県の施策

・新生児訪問・乳幼児検診従事者対象の研修事業の開催

・発達障害児支援のモデル事業の実施、プログラムの作成、市町村への周知